

水銀排出施設の改修に活用できる 融資制度を紹介します！

水銀排出抑制対策のために新たに排出ガス処理設備導入をする場合、
中小企業向けの融資制度があります。

背景

- ・平成30年4月1日から水銀大気排出規制が開始され、水銀排出施設の設置者の方には、都道府県知事等への届出、水銀に係る排出基準の遵守、水銀濃度の測定・記録・保存などの実施をお願いしております。
- ・水銀に係る排出基準については、新規施設と既存施設※それぞれで基準を設定しています。既存施設において、排出基準に適合させるための改修を行う場合には、排出基準の遵守について、最大2年間（改修にかかる期間に限る）の猶予を設けております。（次ページ参照）

※平成30年4月1日時点で現に設置されている施設（設置の工事に着手しているものを含む。）

水銀排出施設の改修に活用できる融資制度 （平成30年7月時点）

- ・大気汚染防止法に基づくばい煙規制への対応として従来から導入されている硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の排出抑制のための排出ガス処理装置は、水銀の大気排出抑制にも一定程度の効果があるものと考えられています。
- ・そのため、水銀排出抑制対策等のために新たに集じん・除じん装置等の排出ガス処理設備導入をする場合、「ばい煙若しくは揮発性有機化合物又は特定物質を排出する方」を対象とした融資制度を利用することができます。

中小企業事業 環境・エネルギー対策資金（大気汚染関連・アスベスト関連）

- ・貸付対象：大気汚染関連（ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方で、特定の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金※）

※貸付対象設備

集じん・除じん装置、洗浄・中和・吸着・還元装置、燃焼改善施設、測定分析装置
吸着、分解または分離装置、密閉または被覆施設、蒸気変換装置

- ・融資限度額：7億2千万円以内
- ・利率：4億円まで特別利率③、4億円超は基準利率
- ・融資期間：20年以内（うち据置期間2年以内）

最新の金利情報や制度の詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（行こうよ！公庫）（受付時間：平日9:00～19:00）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

●水銀排出施設の種類、規模、排出基準（新規、既存別）

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ^(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規 施設	既存 施設 ^(注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		● 伝熱面積10㎡以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー ^(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金 属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射 炉を含む。)、転炉及び平炉: ● 原料処理能力1t/時以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。): ● 火格子面積1㎡以上 ● 羽口面断面積0.5㎡以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼 結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱 用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5㎡以上 ● 羽口面断面積0.2㎡以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 20L/時以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ● 燃焼能力 ^(注3) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、 溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		● 火格子面積2㎡以上 ● 焼却能力200kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 ^(注5) 又は 水銀含有再生資源 ^(注6) を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	50	100
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		● 火格子面積1㎡以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80 (注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。